

「困難女性支援法」及び「配偶者暴力防止法」に基づく 都道府県基本計画の策定について

1 概要

道では、令和5年度中に、次の法律に基づく都道府県基本計画を策定する予定。

- ①「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（困難女性支援法）
- ②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）

上記①及び②の法律に基づく計画の策定にあたっては、「北海道子どもの未来づくり審議会」に部会を設置して審議を行う予定。

2 策定する計画について

(1) 困難女性支援法に基づく都道府県基本計画（困難女性支援計画）

困難女性支援法は、令和4年5月25日に公布され、令和6年4月1日に施行される。同法において、都道府県は国が定める基本方針に則して、都道府県基本計画を策定することが義務付けられており、今年度中に道の計画を策定する必要がある。

(2) 配偶者暴力防止法に基づく都道府県基本計画（配偶者暴力防止計画）

配偶者暴力防止法において、都道府県は国が定める基本方針に則して、都道府県基本計画を策定することが義務付けられている。

現在、道では、令和5年度までを計画期間とした第4次計画に基づき施策を推進しているが、計画期間が終了するため、今年度中に新たな計画を策定する必要がある。

3 計画策定に係る審議について

道の「子どもの未来づくり審議会」に、計画を策定するための部会を新たに設置して、審議を行う。

部会委員は、5名を予定。（審議会委員3名、特別委員2名）

4 策定の方向性について

「困難女性支援計画」及び「配偶者暴力防止計画」ともに、法に基づき国が定める基本方針に則して策定する。

なお、困難女性支援法に基づく国の基本指針において、困難女性支援計画は、「政策的に関連の深い他の計画（配偶者暴力防止計画など）と一体のものとして策定することができる」とされているため、道としては、2つの計画を一体的に策定する方向で検討を進める。

5 主なスケジュール

- 7月下旬 審議会（1回目、部会の設置）
- 8月下旬 部会（1回目、計画骨子の審議）
- 10月上旬 部会（2回目、計画たたき台の審議）
- 10月下旬 部会（3回目、計画素案の審議）
- 11月中旬 審議会（2回目、素案の報告）